

○長野県警察被害者支援要綱の制定について

平成25年2月28日
例規第6号県警察本部長

部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

犯罪の被害者にとって、最も身近な機関である警察が、被害者の被害の回復及び軽減を図るとともに、被害者が再び平穏な生活ができるよう支援するなど、被害者の視点に立った、被害者のための各種施策を強力に推進するため、次のとおり長野県警察被害者支援要綱を制定し、平成25年4月1日から実施することとしたから、本要綱の理念を踏まえ、積極的な取組を図られたい。

なお、長野県警察被害者支援要綱の制定について（平成20年6月26日例規第13号）は廃止する。

長野県警察被害者支援要綱

第1 目的

この要綱は、長野県警察における被害者支援の推進に関する基本的指針を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害者等 犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。以下同じ。）による被害を受けた被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 被害者支援 被害者等が置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、被害者等のニーズ（被害者等が現に求めるもののほか、被害者等にとって必要と認められるが、犯罪被害等による精神的打撃等により被害者等自らがまだ自覚的には求めていないものを含む。以下同じ。）に対応する形で行われる被害者等のための活動及びこれに関する各種施策、企画立案等をいう。

第3 被害者支援の基本的考え方

- 1 警察は、「個人の権利と自由を保護」することを目的に設置された機関である。したがって、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然に行うべき事柄である。被害者支援は、警察本来の業務であり、警察は被害者等を保護する立場にある。
- 2 被害者等の申告、供述等の協力を確保することは、事件の端緒の把握及び立証の上で不可欠のものであり、警察の捜査活動を進める上でなくてはならないものである。被害者等の利益を守る活動を行い、捜査過程における二次的被害（警察の捜査活動等によって、被害者等に更なる精神的被害等の負担をかけることをいう。以下同じ。）を軽減することは、被害者等の協力を確保する上で、極めて重要な事柄である。
- 3 犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重については、被疑者の人権のみならず、被害者等の人権に対する配慮も当然に含まれるものである。警察は、被害者等に敬意と同情を持って接し、被害者等の尊厳を傷つけることのないよう留意することが求められている。
- 4 被害者支援は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「支援法」という。）の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（平成20年国家公安委員会告示第25号）に定められた基本的事項等に留意して実施されなければならない。

第4 被害者支援の重点

被害者支援の推進に当たっては、犯罪による直接的被害及びその後の二次的被害の両面において大きな問題を抱えている殺人、傷害致死等の身体犯、性犯罪及び重大な交通事故事件に係る被害者等並

びにその後の健全育成の観点から少年である被害者（以下「被害少年」という。）を支援の重点的な対象とする。

第5 体制の整備

1 設置

警察本部に、被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、被害者支援の実施に関し、別に定める長野県警察犯罪被害者支援基本計画の推進状況を把握するとともに、被害者支援に係る各種施策の必要な調整を行うことを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 委員 警務課長、会計課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長及び警備企画課長

4 運営

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- (2) 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

- (1) 委員会の下部組織として、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 幹事長 警務課長
 - イ 幹事 警務課理事官、警務課犯罪被害者支援室長、生活安全企画課理事官、地域課理事官、刑事企画課理事官、交通企画課理事官及び警備企画課理事官
- (3) 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- (4) 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (5) 幹事会において検討した結果は、委員会に報告する。
- (6) (3)から(5)までに定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課犯罪被害者支援室において行う。

7 警察署の体制

- (1) 警察署に、被害者支援を組織的かつ積極的に推進するため、警察署被害者支援推進委員会（以下「署委員会」という。）を置く。
- (2) 署委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 委員長 警察署長
 - イ 副委員長 副署長又は次長
 - ウ 委員 各課長
- (3) 署委員会の庶務は、総務課（被害者支援係を置く警察署にあつては被害者支援係）において行う。

第6 被害者支援推進上の留意事項

- 1 被害者支援は、被害者等の立場に立ち、被害者等のニーズに合理的に対応する形で行い、被害者等が何を望んでいるか、被害者等に何が必要かを常に念頭に置いて推進する。
- 2 警察と被害者等との関わりが広範なものであることに留意し、従来の施策の被害者等の視点に立った見直し及び新たな施策を、組織全体において総合的に推進する。
- 3 被害者等のニーズは、生活上の支援を始め極めて多岐にわたっており、警察においてその全てに対応することはできないことから、関係機関及び団体との連携を進め、実効性のある支援の推進に努める。